

第1条(定義)

本規約によって定める条項は株式会社ガナビー(以下「当社」という)が運営するBe Burning Gym(以下「当ジム」という)に適用されるものとします。

第2条(目的)

当ジムの会員が、トレーナー1名に対し会員1名又は会員が希望した場合は2名以上を対象としたパーソナルトレーニング(以下「セッション」という)及び当ジムの利用をすることにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

第3条(会員制度)

当ジムは、会員制とします。

当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込手続きを完了し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められます。

第4条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は当ジムの会員になることは出来ません。

- ① 本規約、および当ジムの諸規則を遵守できない者
- ② 本申込を行う者が、申込情報に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- ③ 暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- ④ 医師等により運動が禁じられている者
- ⑤ 伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- ⑥ 13歳未満の者
- ⑦ その他、当社もしくは当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第5条(予約・変更・キャンセル)

当ジムは事前予約制となる為、ご利用には次の各号の手続きが必要となります。

- ① WEB予約システム(hacomono等)を利用し予約ページより予約をして頂く、または、電話及びメール等で店舗に直接予約をして頂きます。
- ② 同時予約可能数は2セッションとなります。また1日の予約可能セッション数は1セッションまでとなります。
- ③ 当日のセッション終了後から次の次までの予約が可能となります。

例)1月1日、1月3日に予約を入れている場合、1月1日のセッション終了後から1月4日以降のトレーニング予約を入れることが出来ます。

④ 予約の変更・キャンセルはトレーニング実施時刻24時間前まで可能とします。トレーニング実施時刻24時間前を過ぎてからの変更・キャンセルは特段の理由がない限りは行えません。その場合は直接店舗にご連絡ください。

第6条(会費、手数料および諸料金)

会費は、当ジムが別に定める金額を、当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費・事務手数料・入会金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。

2. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。

3. 当ジムは、別に定める会費、手数料、および諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当ジムは1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

4. 入会時にキャンペーン等で入会金・会費・その他費用の減額、施設利用日(会費発生日)から180日以内で退会、およびキャンペーン利用時にサインをした承諾書のルールに遵守されていない場合は、減額された費用が違約金として発生致します。

・休会期間は「6条4.」が示す180日に含まれない。

・また、その期間に滞納がある場合は、滞納が解消されるまで退会は出来ません。会費も発生致します。

第7条(諸規定の遵守)

会員は本規約・当ジムの諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

① 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および当ジムの説明並びに指示に従わなければなりません。

② 施設利用時の服装は、当ジムが以下に定める禁止事項を遵守します。

(ア) ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、履物または服飾品

(イ) サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い、滑りやすい履物

(ウ) スパイクシューズ等施設、または器具を傷つける可能性のある履物

(エ) その他、当ジムがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

③ 当ジムにおいて、以下の行為は禁止します。

(ア) いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動

(イ) 他の会員に対し、パーソナルトレーニング行い、またはそのように評価される活動

(ウ) 飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること

(エ) 本規約に基づき当ジムの利用を認められていない者を同伴させること。但し当ジムより許可を得られた者についてはその限りではない。

(オ) 施設、器具、什器等を故意または過失により破損すること

(カ) 大声、または奇声を発すること

(キ) 他の会員、当ジムのスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと

(ク) その他、当ジムの秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること

第8条(入館の禁止および退場)

当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることができます。

- ① 本規約、および当ジム諸規則を遵守しない者
- ② 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当ジムが第4条の入会資格を欠いていると判断した者
- ③ 飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
- ④ 著しく不潔な身体、または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
- ⑤ 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、または会費などの一部を支払わない者
- ⑥ 当社、もしくは当ジムが入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者

2. 当ジムへ入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第9条(休会および復帰)

会員は、疾病、その他の事由で当ジムを利用できない場合、所定の休会届にて手続きを行った上で、月単位で当ジムを休会することができます。

① 休会手続きは、当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。

② (電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。)

③ 休会手続きは、以下のスケジュールとする。

・ 当月7日までに届け出をした場合は、当月末まで通常料金が発生し、翌月1日から休会扱いとなります。

・ 当月8日以降に届け出をした場合は、翌月末まで通常料金が発生し、翌々月1日から休会扱いとなります。

- ④ 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
- ⑤ 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当ジムに復帰扱いになります。その場合は、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。
- ⑥ 休会期間の休会費用は11,000円(税込)とする。

第10条(退会)

会員が自己の都合により当ジムを退会する場合は、所定の退会届にて手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。

- 1. 退会手続きは、会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。
- 2. (電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。)
- 3. 退会手続きは、以下のスケジュールとする。
 - ・ 当月7日までに届け出をした場合は、当月末まで通常料金が発生し、翌月1日から退会扱いとなります。
 - ・ 当月8日以降に届け出をした場合は、翌月末まで通常料金が発生し、翌々月1日から退会扱いとなります。
- 4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、退会月までに完納しなくてはなりません。未納のまま退会手続きは行えません。
- 5. 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 6. 会員が自己の都合により会費等の全額または一部を2か月間滞納した場合、退会扱いとします。また滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。

第12条(会員資格の停止および除名)

当ジムは、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を本ジムから除名することができます。

- ① 本規約(第7条を含み、これに限られない)および当ジムの諸規則を遵守しないとき
 - ② 当社または当ジムにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - ③ その他、当社、または当ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき
2. 会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員は当ジムの施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。

3. 第1項による会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員に対して、当ジムは資格停止期間中または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

第13条(会員資格の喪失)

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- ・ 退会
- ・ 死亡または法人の解散
- ・ 除名
- ・ 当ジムを閉鎖したとき

第14条(会員資格の譲渡・相続・貸与)

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第15条(営業日および営業時間)

1. 当ジムの営業日、営業時間および受付時間については、別に定めます。ただし気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。
2. 当ジムは様々な状況でやむを得ず休館となる場合がございます。その場合も会費等の減額はありません。ただし、臨時休館が連続して20日以上続いた場合は臨時休館の日数に応じて日割り額を減額します。

第16条(施設の利用制限)

当ジムは、次の理由により施設の全部、または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当ジムが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減、または停止されることはありません。

- ・ 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めたとき
 - ・ 施設の点検、補修または改修をするとき
 - ・ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
 - ・ その他当ジムが休業を必要と認めたとき
2. 前項の場合、1日前までにその旨をホームページにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第17条(施設の閉鎖・変更)

当社は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- ・ 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社または当ジムが判断し、営業を不可能と認めたとき
- ・ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき
- ・ 運営会社が諸事情により変更となった場合、新運営会社が当然に顧客情報及びその他資料等を利用できるものとする。

第18条(賠償責任)

当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社、および当ジムは、一切の責任を負いません。

2. 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第19条(解散)

当ジムは、止むを得ない事情による場合、1ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。

2. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
3. 当ジムの解散の場合は、当ジム、および当社は会員に対し特別な補償は行いません。

第20条(通知予告)

本規約および当ジムの諸事情に関する通達または予告は、当ジム所定の場所に提示する方法により行います。

第21条(パートナー招待制度)

当ジムはパートナー招待制度を導入しております。パートナー招待制度とは下記の通りとなります。

- ① 当ジムの会員は月に1回(1セッション)、ご友人様などを自身のセッションに招待でき、一緒にトレーニングを行えます。
- ② 追加費用はかかりません。
- ③ ご招待するご友人様等にも本利用規約項目を厳守頂き、違反が判明した場合は該当者(パートナー)の出入りを禁止します。

第22条(本規約その他の諸事情の改定)

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

附則.

本規約は2023年4月1日より発効します。